

地方分権改革推進本部（第6回会合） 議事要旨

日 時 平成26年6月27日（金） 9時45分～55分

場 所 官邸4階大会議室

議 題 1 第4次一括法の施行等について
2 地方分権改革の総括と展望について
3 地方分権改革に関する提案募集方式について

○ 冒頭、地方分権改革推進本部の本部長である安倍内閣総理大臣から、以下のとおり挨拶があった。

- ・地域の元気なくして、国の元気なし。地域の活性化は安倍内閣の最重要テーマであり、これからの成長の主役は「地方」である。そして、個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方分権改革の推進が不可欠である。
- ・先の国会で、国から地方への事務・権限の移譲等に関する一括法が成立した。これにより、第1次安倍内閣から始まった一連の地方分権改革は、新たなステージを迎えた。今後、特に地方の「発意」と「多様性」を重視し、更に改革を力強く前に進めていく。
- ・この会議において、新藤大臣から、今後の地方分権改革の取組の指針となる「地方分権改革の総括と展望」の最終取りまとめや、地域発の地方分権改革を目指した、地方からの「提案募集」について報告してもらおう。
- ・各大臣には、新しいステージを迎えた地方分権改革に率先して取り組んでいただきたい。特に、既に多くの事前の相談が寄せられている「地方からの提案」を最大限実現するため、強力なリーダーシップを発揮していただきたい。

○ 次に、議題1について、新藤内閣府特命担当大臣（地方分権改革）から、以下のとおり発言があった。

- ・国から地方、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等については、昨年12月にこの本部及び閣議において「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」を決定し、先の通常国会において、資料1の「第4次一括法」が成立した。
- ・第4次一括法により、来年度以降、多くの事務・権限が移譲されるため、移譲後に地方公共団体において事務・権限が円滑に執行できるよう、万全を期する必要がある。
- ・このため、各大臣においては、今回行われる事務・権限の移譲等について、①所要の政省令の整備、②地方公共団体や関係団体等への情報提供、③地方税、地方交付税や国庫補助負担金等による確実な財源措置、④マニュアルの整備や技術的助言、研修の実施や職員の派遣等必要な支援の実施などの対応を行うようお願いする。

○ 次に、議題2について、新藤内閣府特命担当大臣（地方分権改革）から、以下のとおり発言があった。

- ・この度、私の下の方分権改革有識者会議において、「地方分権改革の総括と展望」の最終取りまとめを行った。私としても、この最終取りまとめに基づいてこれからの地方分権改革を進めていきたいと考えている。
- ・地方分権改革は、平成5年の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」から20年の節目となっている。また、第4次一括法により、第1次安倍内閣で設置した地方分権改革推進委員会の勧告事項については一通り検討を行い、数多くの改革を実現した。具体的には、
 - ①国から地方への権限移譲については、見直し対象96事項に対して69%に当たる66事項
 - ②都道府県から市町村への権限移譲については、見直し対象169事項に対して67%に当たる113事項
 - ③義務付け・枠付けの見直しについては、見直し対象1316事項に対して74%に当たる975事項
 を措置した。
- ・新たなステージを迎えた地方分権改革においては「個性を活かし自立した地方をつくる」というミッションの下、従来からの課題への取組に加え、地方の「発意」と「多様性」を重視した改革を推進することとしている。具体的な取組としては、
 - ①地方に対する権限移譲・規制緩和に関する全国的な制度改正の提案を個々の地方公共団体から募る「提案募集方式」を導入すること
 - ②権限移譲に当たっては、個々の地方公共団体の希望に応じ選択的に移譲する「手挙げ方式」を導入し、全国一律の移譲が難しい場合の新たな突破口とすること
 - ③地方分権改革有識者会議の専門部会を活用して議論を深掘りするなど、地方の提案の実現にスピード感を持って取り組む政府の推進体制を更に強力に整備すること
 としている。
- ・これからの改革では、国民が地方分権改革の成果を実感することをその推進力としていくことが重要である。このため、情報発信の強化が必要であり、資料3の「地方分権改革事例30」とおり、地方の優良な取組を写真などを用いて分かりやすく紹介する事例集を作成した。この他に、地方公共団体向けに「地方分権改革事例100」という更に詳細な事例集を用意したところであり、各地方公共団体において、他の団体からの刺激を受け発奮し、改革を進めてもらいたいと考えている。
- ・また、TwitterやFacebookなど、情報の受け手、国民一人一人に直接働きかけるSNSによる情報発信を行っている。さらに、6月30日(月)には、第1回となる地方分権改革シンポジウムを開催し、地方公共団体からの先進的な取組事例の発表などを行う。この地方分権改革シンポジウムには、安倍内閣総理大臣が出席する。
- ・今回の最終取りまとめを、これからの地方分権改革の取組の指針と位置付け、新しいステージにふさわしい地方分権改革を力強く推進していく。

○ 最後に、議題3について、新藤内閣府特命担当大臣（地方分権改革）から、以下のとおり発言があった。

- ・提案募集方式については、5月20日から7月15日までの間、地方からの提案を募集している

ところであり、すでに多くの提案について事前の相談を行っている。現在、64 団体、約 300 件の事前相談を行っている。

- ・ 募集の締切り後には、各府省に対し地方からの提案に関する意見の照会を行うので、実現に向け十分な検討を行うよう、協力をお願いする。
- ・ 検討に当たり、重要な事項については地方分権改革有識者会議や専門部会で集中的な調査・審議を行うこととしている。その後、年末までに政府としての対応方針を決定し、必要に応じ法案を国会に提出することとしている。
- ・ 提案募集方式については、地方から高い期待が示され、国と地方の協議の場においても、地方側から「国が選ぶ地方分権ではなく地方が選べる地方分権」に転換してほしいということが求められている。
- ・ 地方の期待に応え、住民サービスの向上を図るため、各大臣においては、安倍内閣総理大臣から御指示のあったとおり、地方からの提案の実現に向け、リーダーシップを発揮していただくようお願いする。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)